

平成17年2月5日、せとうち交流館において、上島ふるさと島づくりシンポジウムが開催され、約250人が参加しました。

当日は、午前中、地域の人達とパネリストの方々が、実際に現地を歩きながら地域の課題を掘り起こすウォーキングワークショップが行われました。

午後からシンポジウムに移り、広島県安芸高田市川根振興協議会長の辻駒健二氏による「生活にいきがい、個性豊かな地域づくり」と題した講演やウォーキングワークショップの成果発表に続いて、愛媛大学の藤目節夫教授をコーディネーターに招いて「瀬戸内の真ん中で島づくりを語る」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

今回のシンポジウムにより、上島町の課題を再認識するとともに町の良さ・地域資源を再発見し、講師・パネラーの方々によるまちづくりの具体的な事例をお聞きし、地域資源・人材を活かした今後の上島町のあり方、まちづくりの方向を見出すきっかけとすることができました。

シンポジウムを終え、参加者それぞれ「輝かしい上島町」を創造していくためには、上島町民みんなで汗をかき、自分たちの町は自分たちで守り育てていくという思いを強くしたのではないのでしょうか。そして、上島町に住んでいる誇りを見出すため、「瀬戸内の真ん中で上島町の愛（思い）を町民みんなで叫びましょう！」



多くの参加者のあった会場



パネルディスカッション



講師・パネラーの話に聞き入る参加者

上島町開町記念イベント

だから、上島町！宝物祭り

上島町発足を記念して、上島町開町記念イベントを下記のとおり開催します。町民の皆さん、ご近所ご家族お誘い合わせの上、多数ご参加いただきますようお願いいたします。

【日時】 平成17年3月27日(日) 10:45～ **【場所】** せとうち交流館及びその周辺

【イベントスケジュール】 ※当日、駐車場(水野造船隣)がメイン会場となりますので、ご協力をお願いします。

時 間	内 容	詳 細
10:45	開 会	テープカット・町長挨拶
11:00	上島町宝物市・健康市	上島町の特産品の販売や健康づくりコーナーがあるよ！
	魔法戦隊マジレンジャーショー	2月13日からテレビ放映が始まったばかりの最新作！ ※ショーの後、マジレンジャーと一緒に写真が撮れるよ。
11:30	上島町宝物クイズ大会	上島町に関するクイズ大会。正解者に町特産品プレゼント！
12:30	サンフラワーショー	豊島のイメージソングを歌う7人組の女の子ユニット！
13:00	上島だんじりかきくらべ 岩城島本陣太鼓	秋祭りで見かけることのできない上島町各地区のだんじりが、一堂に会して、かきくらべを行います。
14:45	閉 会	

※時間については、若干変更することがあります。

上島町の誕生記念イベントを町民みんなで盛り上げましょう！

のき 議うご

上島町議会

平成17年

第1回臨時会

平成17年2月2日に招集された臨時議会では、次の議案が審議され、承認・可決されました。

専決処分の承認を求めることについて（2議案）

平成16年度一般会計補正予算（第2号・第3号）について、議会を招集する暇がなかったので専決処分したものの。

●第2号 270万円

【歳入】 旧町村余剰金

【歳出】 行政連絡船に係る設計委託の経費等

●第3号 900万円

【歳入】 県委託金・旧町村余剰金

【歳出】 県議会議員補欠選挙費

承認

■上島町駐車場条例の一部を改正する条例
原案可決

■上島町弓削下水道事業受益者分担金条例を廃止する条例

合併に伴う調整事項の下水道事業受益者分担金及び水洗便所改造等助成金の調整を行い、水洗便所改造等助成金を定めたもの。原案可決

財産処分について

●旅客船（ニューうおしま）の売却

●財産の所在地

愛媛県越智郡上島町魚島篠塚漁港
旅客船 ニューうおしま 1艘

●売却の方法 随意契約

●売却予定価格 945万円（税込）

●契約の相手方

神戸市東灘区新在家南町4-3
株式会社アクサスワン

代表取締役社長 井上宏明

●引渡し予定期日

平成17年2月7日～14日迄

可決

■上弓削漁港地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結について

●契約方法 指名競争入札

●契約金額 7,875万円

●契約の相手方 上島町弓削鎌田237番地 有限会社 小川工務店

代表取締役 小川 俊治

可決

■16年災篠塚漁港東防波堤災害復旧（分割の4）工事請負契約の締結について

●契約方法 指名競争入札

●契約金額 1億8,585万円

●契約の相手方 高松市亀井町5番地の1 三井造船株式会社

四国支社 支社長 中島秀樹

可決



特別障害給付金

平成17年4月から始まります

特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象者

●平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

●昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方

支給額

1級：月額5万円（2級の1.25倍）

2級：月額4万円

●支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。

●所得によって支給制度となる場合があります。

●老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

●支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。

（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われることがあります。）

窓口

●請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。

●障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務所（社会保険庁）で行います。

事務の開始日

平成17年4月1日から

ご注意いただきたいこと

①給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。（4月に請求いただくと5月分から支給額を計算します。）

請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、平成17年5月分から受け取るためには、平成17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、4月中に市区町村窓口で請求書を提出してください。

②障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど、非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

問合せ窓口

●今治社会保険事務所
TEL 0898-326141